

<今号の内容>

1. 第 33 回全国社会福祉法人経営者大会を開催
2. 平成 26 年度 第 2 回協議員総会を開催  
～ブロック協議会の創設、役員定数の見直し等を決定
3. 社会保障 4 分野の改革の進捗状況を確認  
～第 3 回社会保障制度改革推進会議

## 1. 第 33 回全国社会福祉法人経営者大会を開催

11 月 5、6 日の 2 日間にわたり、福島県郡山市のビッグパレットふくしまにおいて第 33 回全国社会福祉法人経営者大会を開催した。

本大会には、全国から 1,200 名余の参加をいただき、社会福祉法人制度見直しに向けた検討が進む中、関係者が一堂に会して厳しい現状を共有するとともに、今後の社会福祉法人経営のあり方、全国経営協会員法人が取り組むべき課題等に対する理解を深める機会となった。

高岡国土会長は、基調報告の中で昨今の法人制度改革をめぐる動きについて触れ、「ガバナンスのあり方や情報公開の取り組み等、あらためるべきはあらため、やるべきことはしっかりとやっつけていかなければならないが、一方で、今回の改革によって社会福祉法人経営の機動性が損なわれたり、経営努力が発揮できないようなことになっては本末転倒である」と述べ、経営協として今後も制度改革に対して積極的な意見表明を重ねていく決意を示した。



開会式で挨拶を述べる高岡会長

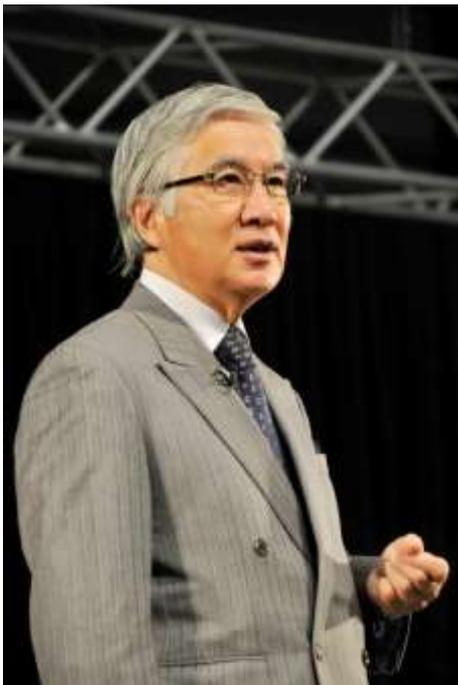
報告「東日本大震災からの復興への道程～次なる災害にどう備えるか」では、岩手県、宮城県、福島県の被害を受けた3法人から、現状を報告いただくとともに、今回の経験から次なる災害に備えて取り組むべきこと、あるいは制度へのはたらきかけが求められること等について、武居敏副会長の進行のもとで議論を深めた。



報告「東日本大震災からの復興への道程」

2日目には、社会保障審議会福祉部会長の田中滋 慶應義塾大学名誉教授から「社会福祉法人に対する期待と直面する課題」をテーマに講演をいただいた。

講演で田中名誉教授は、企業ガバナンス論議との比較の中で、社会福祉法人には経営者が不在なのではないか、と課題提起、その上で内部留保や種々の不祥事による世間の目や、貧困、社会的包摂といったニーズの多様化、介護、保育分野におけるイコールフティング論並びに課税論といった近年の変化と社会福祉法人経営の課題とともに、社会福祉法人への期待をお話しいただいた。



田中 滋 名誉教授



菅野典雄 飯舘村長

記念講演は、『おカネの世界』から『いのちの世界』へ」をテーマに菅野典雄 飯舘村長からお話をいただき、磯彰格副会長による大会総括および滋賀県経営協の杉橋研一会長による次期開催県挨拶で2日間の日程を終了した。

大会総括では、昨今の情勢を踏まえ、全国経営協会員法人が一丸となって取り組むべきことを「大会宣言」として採択した。

なお、本大会の詳細は会報『経営協』1月号で報告する。

## 大会宣言

社会事業家とよばれる私たちの先達は、支援を必要とする人々のために私財を投じ、今日の社会福祉法人制度の礎を築いてきました。

そして法人制度創設後も、民間法人としての自律性と創意工夫をもって、我が国の社会福祉増進に大きく寄与してきたものと自負するものです。

しかし、近年いわゆる内部留保問題を発端に、一部の社会福祉法人による不適切な事案を取り上げた偏りのある新聞報道等により、国民が社会福祉法人に向ける視線は極めて厳しいものとなっています。

このような状況において、社会福祉法人制度の見直しに向けて、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保、地域における公益的な活動の推進といった論点が示される中、私たち自身が率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は社会の信頼を失い、その未来をも断ち切れかねません。

我々社会福祉法人は、社会福祉の主たる担い手として、地域の生活課題・福祉ニーズに積極的に応えることによって、地域の人々からの信頼と支持を得ていかなければなりません。

全国社会福祉法人経営者協議会会員法人は、一丸となって次のことに全力で取り組みます。

1. きわめて公共性が高い非営利の公益法人としての自覚のもと、真に国民の負託に応えうる法人経営を進めます。
  1. 福祉サービスの質向上をはかり、利用者の安心・安全な生活を守ります。
  1. 財務情報にとどまらない積極的な情報公開を行い、透明性の高い経営を行います。
  1. 制度の枠にとらわれず、先駆的、積極的にセーフティネットの役割を担います。
  1. 福祉人材の育成と一層の処遇向上、働きやすく魅力ある職場づくりに努めます。
- 以上、宣言します。

平成 26 年 11 月 6 日

第 33 回 全国社会福祉法人経営者大会(福島県郡山市)

## 2. 平成 26 年度 第 2 回協議員総会を開催

### ～ブロック協議会の創設、役員定数の見直し等を決定

11 月 4 日、平成 26 年度第 2 回協議員総会をホテルハマツ（福島県郡山市）にて開催した。

総会では、この間、全国経営協の活動の活性化と実行力の向上を図ることを目的として、都道府県経営協との連携をより緊密にすることをはじめとする組織の強化を行うために検討を続けてきた①ブロック協議会の創設、②役員の数・選出方法、常任協議員会の見直しのほか、平成 26 年度補正予算および常任協議員の補充選任について審議、承認を得た。

全国経営協の事業・組織のあり方をめぐっては、上記のほか、会の活動を支える安定的な財源を確保し、新設するブロック協議会の活動を促進することにあわせて、小規模法人への一定の配慮を講じることを目的として平成 24 年度から検討を続けてきた「会費基準の改定、組織育成費の改編」については、各県経営協から多くの意見が寄せられたことから、より丁寧な説明期間を設けるべきとの常任協議員会（10 月 31 日開催）での決定を受けて議案の上程を見送った。

詳細は、別途、会報『経営協』等でご報告するが、本総会での決定事項の概要は以下のとおり。

#### 平成 26 年度 第 2 回協議員総会

期日：平成 26 年 11 月 4 日（火）

14 時 30 分～17 時 55 分

会場：ホテルハマツ（福島県郡山市）

議長：神之浦 文三 協議員（長崎県）

#### 第 1 号議案 平成 26 年度事業進捗状況と補正予算（案）について

事務局より今年度の事業進捗状況を報告するとともに、以下の新規事業等にかかる補正予算（案）の審議を行い、承認を得た。

- 都道府県経営協緊急セミナー開催にかかる費用
- 「会員管理システム」、「WEB 経営診断システム」改修にかかる費用
- 会報『経営協』有料購読者数の増加による収入の増加
- 全国経営協ホームページのリニューアルにかかる費用
- 障害福祉事業経営委員会における小委員会の追加設置にかかる費用
- 決算ハンドブックの購入（会員法人への配布）にかかる費用

#### 第 2 号議案 ブロック協議会の創設について

本会と都道府県経営者協議会、および都道府県経営者協議会相互のより緊密な連絡調整を行い、都道府県経営協による取り組み、会員法人による実践の実行力の向上を図ることを目的にブロック協議会を創設することとして「運営内規」の改正について承認を得た。

（ブロック割）

- 北海道・東北ブロック  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県。
- 北関東・信越ブロック  
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、新潟県。
- 南関東・甲静ブロック  
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県。
- 東海・北陸ブロック  
岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県。
- 近畿ブロック  
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。
- 中国・四国ブロック  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県。
- 九州ブロック  
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県。

#### 第3号議案 役員の数、選出方法の見直し

会長、副会長の責任、権限を強化するとともに、常任協議員会を、全国経営協の執行機関としての役割、位置づけを明確化するため、「運営内規」および「役員・協議員選任規程」、「役員選出要領」の改正について承認を得た。

- 副会長の実働力を上げるため、定数を5名以内に増員することにより、担当する各委員会について、執行部として責任を担うこと等の体制の強化を図る。
- 副会長は、半数を超えない範囲で中央推薦協議員からも選出可能とする。
- 常任協議員は、ブロック協議会の代表者（会長）とする。
- 中央推薦協議員は、会長が推薦するものとし、学識経験者として会員法人以外からも選任可能とする。なお、これにより外部識者の参画を得ることとなるため、これまで検討してきた「参与」（仮称）は設置しないこととする。
- 常任協議員会は、正副会長、常任協議員により構成するものとし、会議には会長の指示により委員会委員長、監事が出席することとする。

#### 第4号議案 常任協議員の補充選任について

九州ブロック選出の常任協議員 伊東 安男 氏の常任協議員退任の申出により今期の常任協議員に欠員が生じたため、ブロック内の互選により神文三協議員（長崎県）を後任の常任協議員に選任した。任期は、平成 27 年 3 月 31 日まで。

このほか、第 33 回全国大会の開催概要とともに、「大会宣言」(案)並びに第 35 回大会について、九州ブロックにて次回総会までに開催県を決定することを確認した。

また、社会福祉法人制度改革等の動向について、とくに社会保障審議会福祉部会における検討状況を中心に武居敏副会長から報告、社会福祉法人の経営組織の在り方について本会の考え方を説明し、確認を得た。

### 3. 社会保障 4 分野の改革の進捗状況を確認 ～第 3 回社会保障制度改革推進会議

11 月 6 日、第 3 回社会保障制度改革推進会議が開催され、本会 磯 彰格 副会長が専門委員(医療・介護分野)として出席した。

改革推進会議は、社会保障改革プログラム法に基づいて内閣に設置されており、第 1 回を今年 7 月 17 日に開催、設置期限は最長で平成 31 年 1 月 11 日までとなっている。

役割としては、①「プログラム法」に基づく改革の進捗状況の確認、②2025 年(平成 37 年)を展望した中長期的な改革の総合的な検討、③総理の諮問に応じた調査審議、とされており、第 3 回会議では医療・介護分野の改革の進捗状況の確認及び意見交換が行われた。

会議の冒頭、挨拶に立った甘利明 一体改革担当大臣は、「本日の会議では、医療・介護分野の改革の進捗状況を確認しながら議論を進めていきたい。とくに現場の方々の意見をうかがい、議論を深めていくことが大事であり、今回は専門委員に参加いただくことにした。みなさまからは、大所高所からのご意見をおきかせいただきたい。そして 2025 年の改革に向けて議論をしていきたい」と述べた。

挨拶に続き、同日付で内閣総理大臣の任命辞令を受けた専門委員の紹介があり、磯副会長は、「社会福祉法人に対してさまざまな指摘がなされており、私も法人理事長の一人として真摯に受け止めている。社会保障制度改革国民会議報告書でも、経営の合理化、近代化の必要性とともに大規模化や複数法人の連携の推進や、非課税法人として国家や地域に貢献せよ、との指摘をいただいている。あらためるところはあらため、今後も社会福祉法人が社会福祉の主たる担い手としての役割をしっかりと果たしていきたいと考えている」と述べるとともに、「我が国の社会保障制度の基本は、自助・共助・公助の組み合わせで成り立っており、社会福祉法人は、この間、共助と公助の部分で役割を担ってきた。今後は、国民の自助という部分に対してどのような役割を果たしていくことができるか、また、制度によらない共助の仕組みをそれぞれの地域でどのように作り上げていくか、まちづくりの視点からの取り組みを考えてまいりたい」との考え方を示した。

続く意見交換の中では、多くの出席者が地域包括ケアシステムの構築について触れ、磯副会長も「地域包括ケアシステムの構築に向けた施策が進むなか、高齢者にとどまらない障害児・者支援や生活困窮者支援、子ども・子育て支援をはじめとする少子化対策

分野をも包摂したシステムの構築が必要だと考えており、多様なサービスを行っている社会福祉法人は、その中で積極的な役割を果たしていきたいと考えている」と述べた。

当日資料は、首相官邸ホームページにある同会議のサイトに掲載されている。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou\\_kaikaku/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou_kaikaku/)

## 会員法人の皆様

**本会ホームページをご活用ください！**

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

## 会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

## WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

### <「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）